

胎内市都市計画マスタープラン (まちづくり基本計画)

概要版



平成23年3月

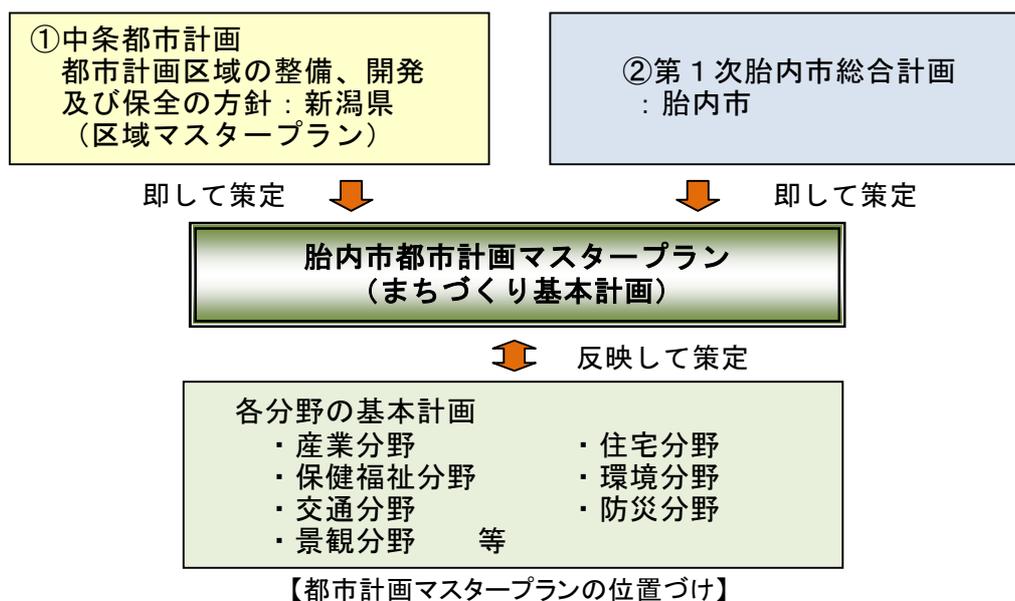
胎内市

1. 計画策定の背景

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに係わる施策の体系的な指針を定めるものです。

(1) 策定フロー

胎内市都市計画マスタープランは、新潟県の定める中条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と胎内市の最上位計画である第1次胎内市総合計画に即して定めます。



(2) 計画の前提条件

1) 目標年次と対象区域

目標年次は平成42年(2030年)とし、区域は胎内市全域を対象とします。

2) 都市計画マスタープランの構成

第1章 計画策定の背景

- ・都市計画マスタープランとは
- ・背景と策定フロー
- ・計画の前提条件

第2章 全体構想

- ・全体構想とは
- ・現況と課題
- ・まちの目標像

第3章 地区別構想

- ・地区別構想とは
- ・中条地区
- ・築地地区
- ・乙地区
- ・黒川地区

第4章 実現化方策

- ・実現化方策とは
- ・協働のまちづくり
- ・これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策
- ・都市計画マスタープランの運用

2. 全体構想

全体構想は、長期的な視点に立った全市的なまちづくりの基本方針を定めるものです。

(1) まちの目標像

まちの目標像は、最上位計画である第1次胎内市総合計画の基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」を踏まえ、副題として新たに次の通り設定します。

「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」

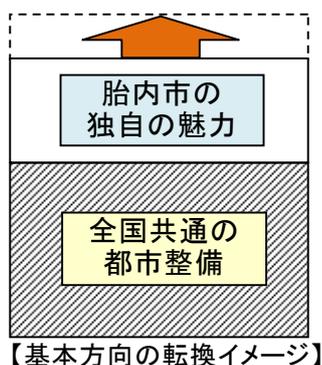
～胎内川に活かされた水辺と花の里づくり～

(2) まちづくりの方向

1) 基本方向の転換

これまでの日本は、全国共通の都市整備が行われてきました。一方、その都市整備は、画一的なものであったため、地域の特色や魅力が失われることになりました。

そのようななか、胎内市が独自の魅力を高め、地域が自立するためには、基本方向を転換し、これからのまちづくりの視点を踏まえ、都市整備を進める必要があります。

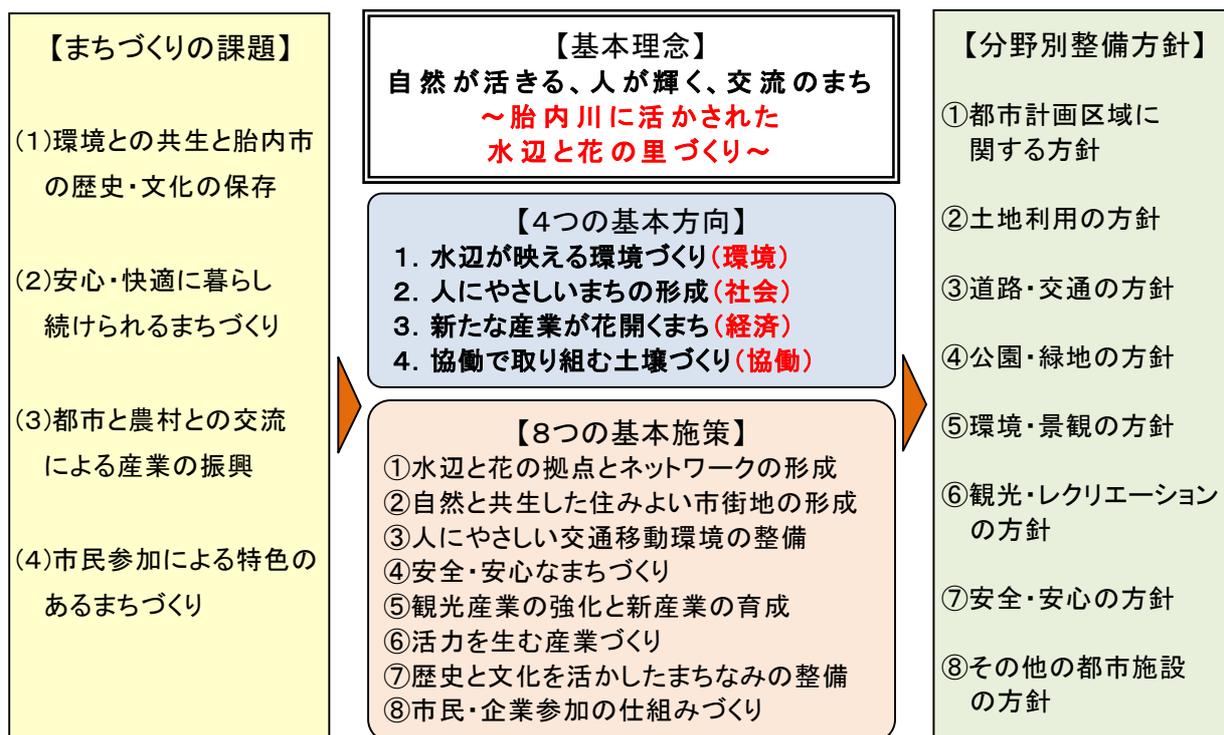


【これからのまちづくりの視点】

- ①4つの分野(環境、社会、経済、協働)のバランスの取れたコンパクトなまちの構築
- ②既存ストックを活用した都市機能の複合化
- ③独自の魅力を生かした小さくても生き残れるまちづくり

2) 基本方針

基本方針は、基本方向の転換やまちづくりの課題を踏まえ、次の通り設定します。



(3) 将来都市構造図

胎内市の目指す骨格的な将来都市構造を、基本理念、4つの基本方向、8つの基本施策のもと4種類のゾーンと3種類の軸、5種類の拠点で示します。

ゾーン

- ①市街地ゾーン：人口減少・高齢化社会に対応するため都市機能の集約を図り、市民の暮らしや交流の場の充実を図ります。
- ②田園集落ゾーン：農地の保全を図るとともに農村集落の生活環境の維持保全を図ります。
- ③農業環境保全ゾーン：将来にわたり優良な農地の保全を図るとともに田園集落を含め農村環境・景観の保全を図ります。
- ④自然環境保全ゾーン：良好な森林等の豊かな自然環境・景観を保全するとともに市民や観光客が自然にふれあえる場として充実を図ります。

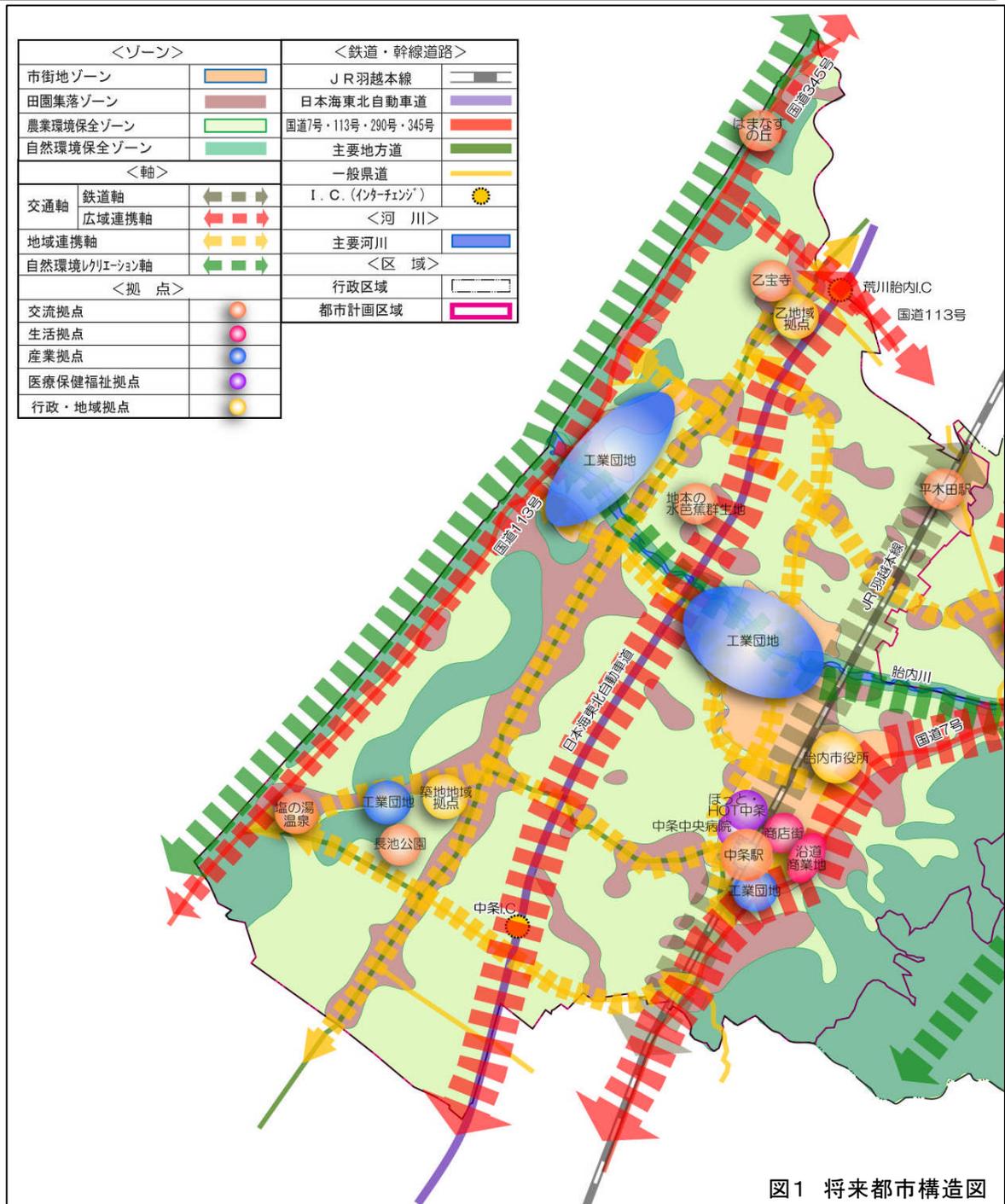


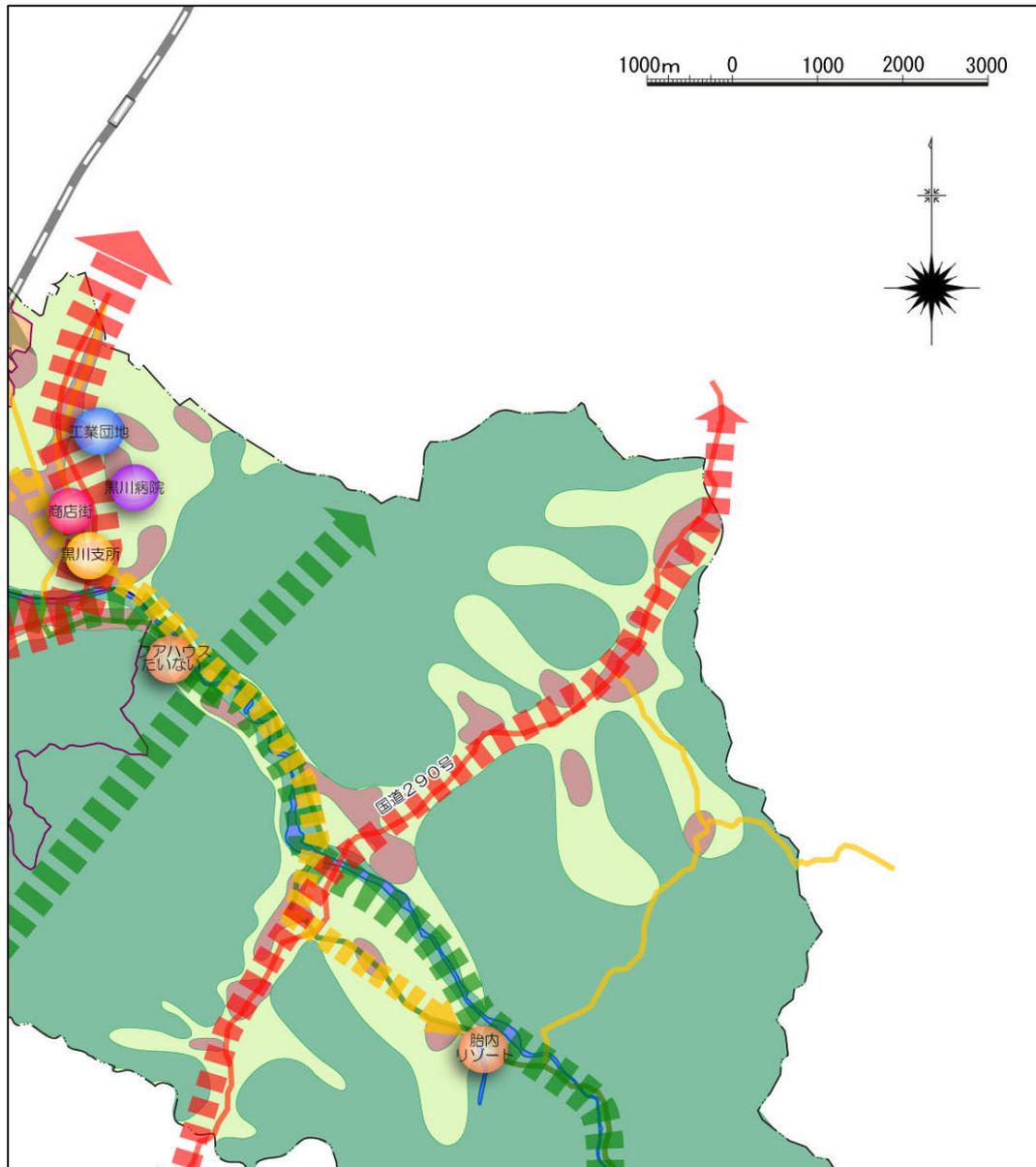
図1 将来都市構造図

軸

- ①交通軸：新潟市や山形県等をつなぐ軸として、新潟市や山形県、隣接市町村との連携を図ります。
- ②地域連携軸：市街地と築地、乙、黒川地区を結ぶ軸として都市と農村の連携強化、農業や観光産業の振興、市民と自然とのふれあいの機会の増加を目指し、連携強化を図ります。
- ③自然環境・レクリエーション軸：胎内川沿いの自然環境・景観を保全するとともに海岸沿いや楡形山脈の森林環境等の保全を図ります。

拠点

- ①交流拠点：本市の中心的な都市拠点として各都市機能の充実・強化を図ります。
- ②生活拠点：日常生活の利便性向上を図ります。
- ③産業拠点：企業の誘致を促進するとともにアクセス機能や流通機能の強化を図ります。
- ④医療保健福祉拠点：住民の保健福祉サービスや医療交流の場となる複合的な医療保健福祉拠点を目指します。
- ⑤行政・地域拠点：地域生活を支えるため行政サービスや文化・産業交流などの生活関連施設が集積する拠点の形成に努めます。



(4) 分野別整備方針

1) 都市計画区域に関する方針

胎内市の都市計画区域は、旧中条町の中条都市計画区域のみで、旧黒川村は区域の指定はありません。そのため、旧黒川村の市街地部に関しては、地理的条件、日常生活圏、土地利用の現状や見通し等から総合的に判断し都市計画区域に編入することが望ましいと考えられます。

今後は、関係法令・計画との調整を図りながら、都市計画区域の編入を検討します。

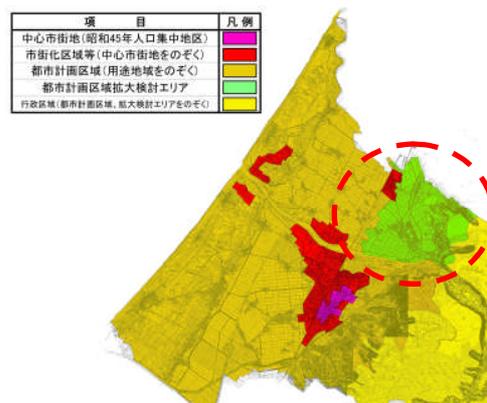


図2 区域の編入検討位置図

2) 土地利用の方針

【市街地の土地利用の方針】

①全体方針（ゾーニング）

ア. 居住ゾーン

- ・居住ゾーンは、道路や公園等のインフラ整備や最低限必要な生活関連施設を集積し良好な居住環境の維持・形成に努めます。
- ・中条駅西口周辺や市役所周辺などの大規模な未利用地は、地域の合意を踏まえ面的整備を必要に応じて検討し、計画的な住宅地の形成を推進します。

イ. 商業ゾーン

- ・本町通り周辺では、生活に密着した商業サービスの提供と住民同士のコミュニティの場として、身近な商品を扱う店舗の集積や交流施設の整備を図ります。

ウ. 沿道商業ゾーン

- ・国道7号沿いの商業ゾーンでは、アクセスの利便性を活かし、商業施設や自動車関連施設の集積する地域を形成します。また、現況の土地利用状況に合わせた用途地域の変更を検討するとともに沿道商業ゾーンの利用促進を図ります。

エ. 産業ゾーン

- ・新潟中条中核工業団地では、豊富な地下水を利点とした企業の立地を促進するとともに、風力発電やバイオマス関連等の新たな成長産業である環境産業等を集積し、県北における産業拠点の形成を図ります。

②まちなかエリア（人にやさしいまちの形成）

- ・まちなかエリアは、主要な行政機能、商業機能、医療保健福祉機能、観光交流機能等を集約的に配置し、過度に自動車に依存しない、賑わいのある人に優しいまちの形成を目指します。

③拠点（中条駅）

- ・中条駅の東側は、行政機能や商業機能との連携を図るとともに、人の交流を促す観光交流機能の充実を図ります。また西側については、駅前広場整備を検討するとともに医療保健福祉機能や居住機能を強化し、東西の交流拠点として整備を進めます。

【市街地周辺の土地利用の方針】

①全体方針（ゾーニング）

ア. 田園集落ゾーン

- ・田園集落ゾーンは、田園に囲まれたゆとりある生活を送れるように、地域の良好な居住環境の維持、保全に努めます。

イ. 農業環境保全ゾーン

- ・農業環境保全ゾーンでは、大規模に広がる優良な農地の保全やほ場整備、農業関連施設を計画的に整備することでの誘導を図り、営農環境の整備及び農業の振興を図ります。

ウ. 自然環境保全ゾーン

- ・飯豊連峰や楡形山脈の森林環境や胎内川の河川環境及び白砂青松の海辺環境については、自然環境保全ゾーンの骨格として、開発を抑制することを基調とし、多様な生物の生息域として適切に保全します。

②拠点（胎内リゾート）

- ・胎内リゾートは、自然体験やレクリエーションの拠点として、施設の充実や観光客に対するおもてなしの体制を整えるとともに、良好な自然環境の中で立地することがなじまない施設等については建設を抑制することなどを前提とし、適切な土地利用を図ります。

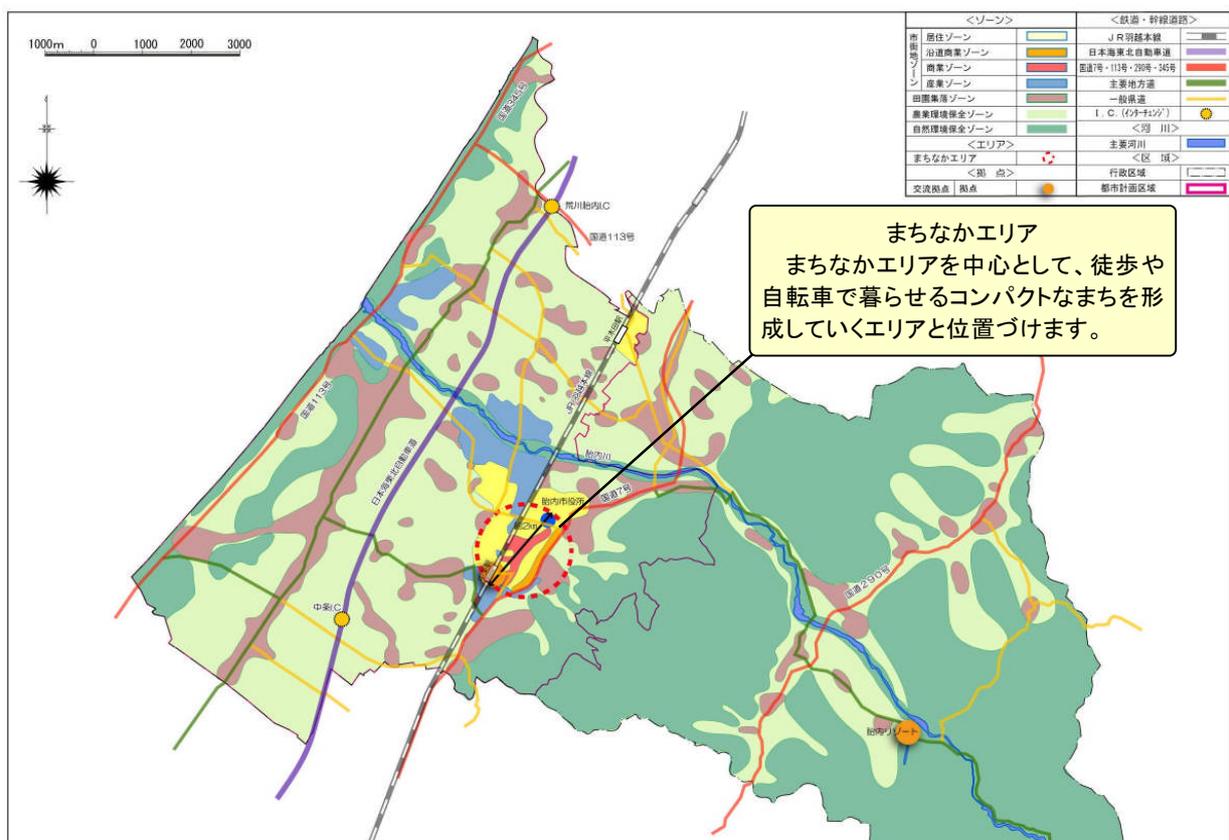


図3 土地利用方針図

3) 道路・交通の方針

【道路整備の方針】

①幹線道路

- ・ J R羽越本線を横断する都市計画道路 3.4.6 西町線は、東側の行政機能や商業機能と西側の医療保健福祉機能を結ぶ「東西交流軸」として整備を促進します。
- ・ また、都市計画道路 3.4.7 本町通り線をはじめとした市街地内の道路は、中条駅や国道 7 号の沿道商店街とのアクセス向上のため計画的に整備を促進します。
- ・ 長期未着手道路（20 年以上未着手となっている道路）の都市計画道路 3.4.5 東中央通り線、3.4.8 五輪線は、市民の意向を踏まえながら「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」等により見直しの検討を行います。

②案内サイン

- ・ 広域幹線道路と幹線道路の分かり易いネットワークの形成とともに胎内市サインマスタープランに基づいた道路案内板の設置により、観光施設等への情報提供に努めます。

【公共交通の方針】

①鉄道

- ・ J R羽越本線は、通勤・通学者や高齢者にとって重要な公共交通機関であることから、強風や冬期間においても安定した交通機能を確保するよう J Rに改善を要望します。

②バス

- ・ デマンドタクシーや路線バスは、蓄積された利用者データや利用者ニーズを踏まえ市民にとって利用しやすい公共交通として、運行改善等について柔軟に対応し、利便性の向上を図ります。

【歩行者・自転車空間整備の方針】

①歩行者

- ・ 中条川や柴橋川、柴橋川から分岐する防火用水路を利用した水辺散策ルートや本町通り周辺の歴史的建造物やまちなみを活用した歴史散策ルートの整備を検討するとともに情操教育を含め、まちの歴史・文化を再認識でき、市内外の人々が歩いて楽しい環境づくりを促進します。



写真 1 柴橋川

②自転車

- ・ 胎内リゾート周辺や海岸線では、周辺観光施設と連携した一体的な観光レクリエーションを楽しめるサイクリングロードやレンタサイクルの導入を進めます。

4) 公園・緑地の方針

①軸

ア. 水辺の軸

- ・胎内川は、市の骨格を形成する水辺の軸として、親水空間の創出や遊歩道の整備を推進し、ふるさとの川づくりを進めるとともに、治水の歴史を学び水辺にふれあえる身近な親水空間としてリバーサイドパークの充実を図ります。

イ. 緑の軸

- ・楯形山脈は、緑豊かで美しいまちをイメージさせる重要な要素として、積極的に保全に努めます。また、自然と歴史が一体となった歴史の森として、さらに手軽にハイキングが楽しめるように楯形山脈登山道史跡整備事業を促進します。
- ・海岸線は、防砂林としての機能を果たすものであることから、村松浜海水浴場や長池公園を中心とした白砂青松事業を推進し、防風林としての機能維持とともに貴重な景観要素としても保全や復元に努めます。

②拠点

ア. 緑の拠点

- ・市街地ゾーンでは、身近な街区公園等の配置が不足しています。このため、レクリエーション、環境保全、景観、防災等の視点から利用圏域を考慮するとともに、住民の意向も踏まえ身近な公園の整備・充実を図ります。

イ. 花の拠点

- ・市の花であるチューリップや水芭蕉等の花の資源を活かし、また胎内フラワーパーク、チューリップフェスティバルや水芭蕉群生地など花の拠点を充実させ市のイメージアップを図ります。

③水辺と花の拠点とネットワーク形成

- ・胎内川の水辺空間やチューリップをはじめとする花の拠点をネットワーク化し、観光ルート化を進めるとともに、公園緑地や公共施設、街路樹等の緑化を図り、花と緑のまちづくりを進めます。



図4 水辺と花のネットワーク図

④市民との協働による緑化の推進

- ・住民、企業、市民団体と協働でチューリップなどを利用し、花いっぱい運動を推進するなどCSR（企業の社会的責任）等の取り組みの展開による緑化推進を地域全体で行います。

5) 環境・景観の方針

【環境の方針】

- ①自然や生態系にやさしい環境の保全（自然環境保全ゾーン、農業環境保全ゾーン）
 - ・奥胎内にはイヌワシやクマタカ、ユキグニカンアオイ等貴重な動植物が多く生息しています。これらが生息し易い環境を整備するとともに、森林や水辺等の良好な自然環境を保全します。
- ②人にやさしい生活環境の確保（市街地ゾーン、田園集落ゾーン）
 - ・市民の良好な生活環境を維持するため、日常生活に関わる水質汚染、大気汚染、悪臭、騒音等の未然防止に努めます。
- ③生物多様性の継承
 - ・胎内川の伏流水により形成される、湿地帯で生息するイバラトミヨ等の希少な水生生物や市域に存在する多数の生物への生息環境の配慮に努めます。
- ④地球環境に優しいまちづくり（低炭素地域づくり）
 - ・ガソリン車から公共交通への転換や風の道の利用等の自然資本の活用による環境に優しい都市構造の形成を進め、低炭素地域づくりを推進します。

【景観の方針】

- ①自然景観の保全（水辺景観、自然景観）
 - ・良好な景観は、暮らしにゆとりとうるおいをもたらすものであり、訪れる人に「まち」を印象づけるものとなります。本市を代表する景観である楡形山脈や胎内川の水辺、白砂青松の海岸線は、今後も適切に維持管理を行い大切に保全します。



写真2 胎内川

- ②緑と花による景観づくり（緑、花の拠点）
 - ・緑の拠点や花の拠点を充実させるとともに、各拠点や公共施設でボランティアサポートプログラムやCSR（企業の社会的責任）の取組を活かしながら、地域の主体的な活動を誘導し、緑と花による景観づくりを進めます。
- ③歴史や文化資源を活用した景観づくり（歴史・文化の拠点）
 - ・市域には、国の重要文化財である乙宝寺三重塔や登録有形文化財に登録されている建物など歴史のある建物が数多く存在し、このような建物を保存・維持するため、文化財登録制度を利用し建物を保存するとともに、それらを観光資源として活用することを検討します。

6) 観光・レクリエーションの方針

①拠点

- ・胎内リゾートは、スキー場、キャンプ場等の自然環境が楽しめる場や、ホテル、食品加工工場等の施設があり、リゾート空間が形成されています。今後は、周辺環境の維持や散策路の充実を図ります。
- ・乙宝寺周辺は、歴史と文化の観光交流拠点として位置づけ、きのと観光物産館の充実に努めるとともに、門前通りを歴史が感じられる歩行者空間として整備を検討します。

②ネットワーク

- ・中条駅を中心として、山裾、まちなか、海辺エリアにある各観光施設を結ぶネットワークの形成を進めます。また、これら各観光施設への適切な誘導を行う、景観に配慮した統一された案内サインを整備します。

③農業部局との連携

- ・本市の基幹産業は農業であるため、ブランド認証制度の構築による品質の確保やイメージアップを図るとともに新たなブランド品を開発し、農業部局と連携した観光産業の活性化を図ります。

7) 安全・安心の方針

①拠点

- ・市役所や支所は、救援、復旧の拠点として、安全性の確保や耐震化を図ります。また、学校の体育館など避難場所として指定されている公共施設についても優先的に耐震化を図ります。

②ネットワーク

- ・日本海東北自動車道や国道の緊急輸送路と市内の防災拠点や避難施設、医療拠点をネットワークする避難路を整備します。

③自然災害等への対応

- ・近年多発する自然災害に対応し、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物耐震化促進計画により、住宅・建築物の被害・損傷を最小限に抑えます。

④防災体制

- ・地域防災計画やハザードマップに基づいた、迅速な避難、救援、復旧への対応のため、地域に応じた緊急時の体制づくりを促進します。また、自助・共助・公助の連携と協働により地域の防災力を高めるとともに、情報連絡体制の強化を図ります。

⑤福祉

- ・ほっと HQT・中条周辺を医療保健福祉拠点に位置づけ、地域とつながりを持った総合的な福祉サービスを充実させるとともに、中条駅からの危険箇所を点検し、段差がなく滑りにくい歩道の整備とネットワーク形成を促進します。

⑥防犯

- ・公園や公衆トイレ、駐車場、駐輪場などの公共公益施設については、犯罪を予防するため、施設の状況に応じて死角の除去や街路灯の設置等を検討します。

3. 地区別構想

地区別構想は、各地区のまちづくりを展開していくための指針とするものです。

築地地区

人と自然が調和した交流のあるまちづくり
— 景観を活かす海岸線の保全、チューリップフェスティバルの活性化 —

実現のための取り組み（抜粋）

①豊かな自然と調和した集落づくり

防風林の機能を果たす周辺の森林と周辺農地を保全し、自然と調和した集落づくりを進めます。

②チューリップを活かした交流のあるまちづくり

チューリップフェスティバル等の充実や周辺観光施設との連携を図り、交流のあるまちづくりを進めます。



写真3 チューリップフェスティバル



写真4 歴史のあるまち並み

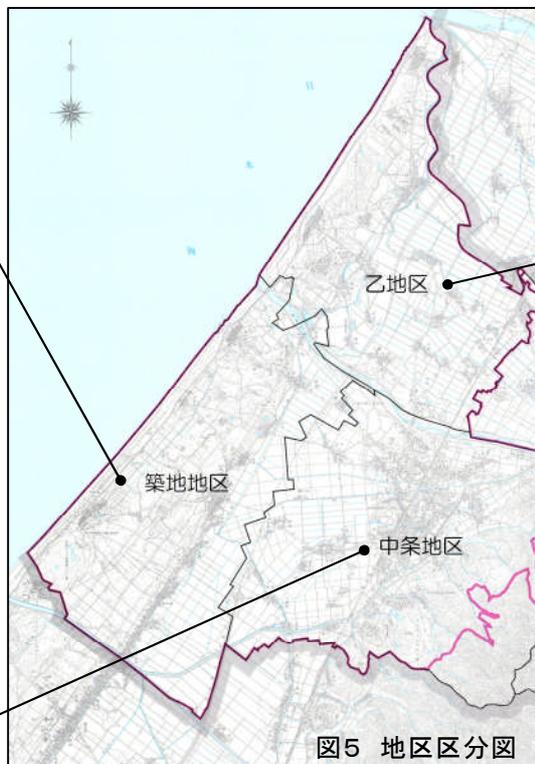


図5 地区区分図

中条地区

住民が安心して暮らしやすく、にぎわいのあるまちづくり
— 胎内市の中心としての充実、歴史の集積、三八市の充実 —

実現のための取り組み（抜粋）

①お年寄りや子供が安心して暮らせるまちづくり

中条駅西側の交流拠点の整備や鉄道で挟まれた東西の移動環境の改善による買い物しやすさの向上、住宅地における裏通りの整備等により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

②水辺や歴史を活かしたまちづくり

市街地に張り巡らされた柴橋川から分岐する防火水路やまちなかに数多く存在する歴史ある建物や土蔵を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

乙地区

水と歴史と自然を活かした、住みよいまちづくり

－伏流水や乙宝寺、水芭蕉群生地の活用－

実現のための取り組み（抜粋）

①水辺や自然とふれあえるまちづくり

地本の水芭蕉群生地や海岸線の松林を活用し、散策路の整備や貴重な生物の観察地等として水辺や自然とふれあえるまちづくりを目指します。

②歴史を活かしたまちづくり

乙宝寺や集落に点在する歴史的建物を利用し、登録有形文化財等の活用により歴史を活かしたまちづくりを目指します。

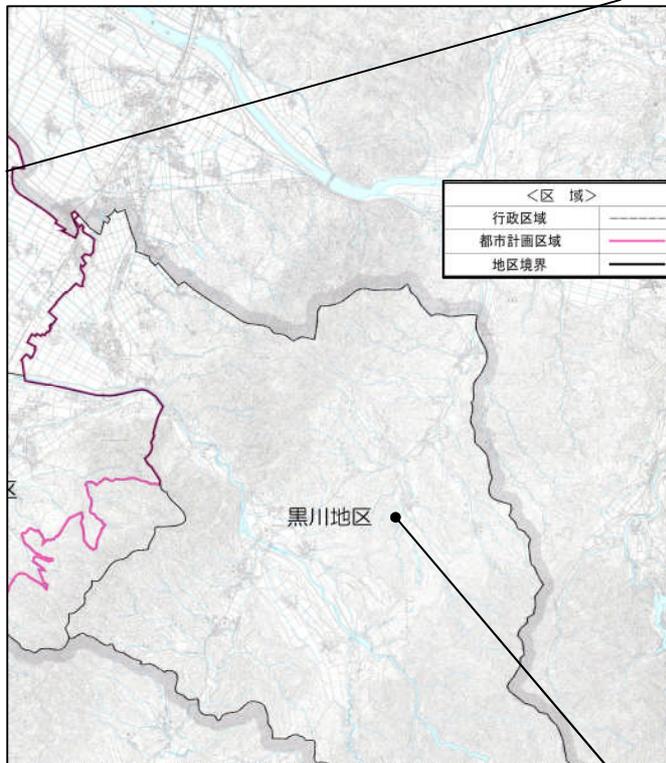


写真5 乙宝寺三重塔



写真6 ロイヤル胎内パークホテル

黒川地区

水と緑と山に活かされるまちづくり

－胎内川と奥胎内の豊富な自然、飯豊連峰と調和した生活環境創出－

実現のための取り組み（抜粋）

①豊かな自然とふれあえるまちづくり

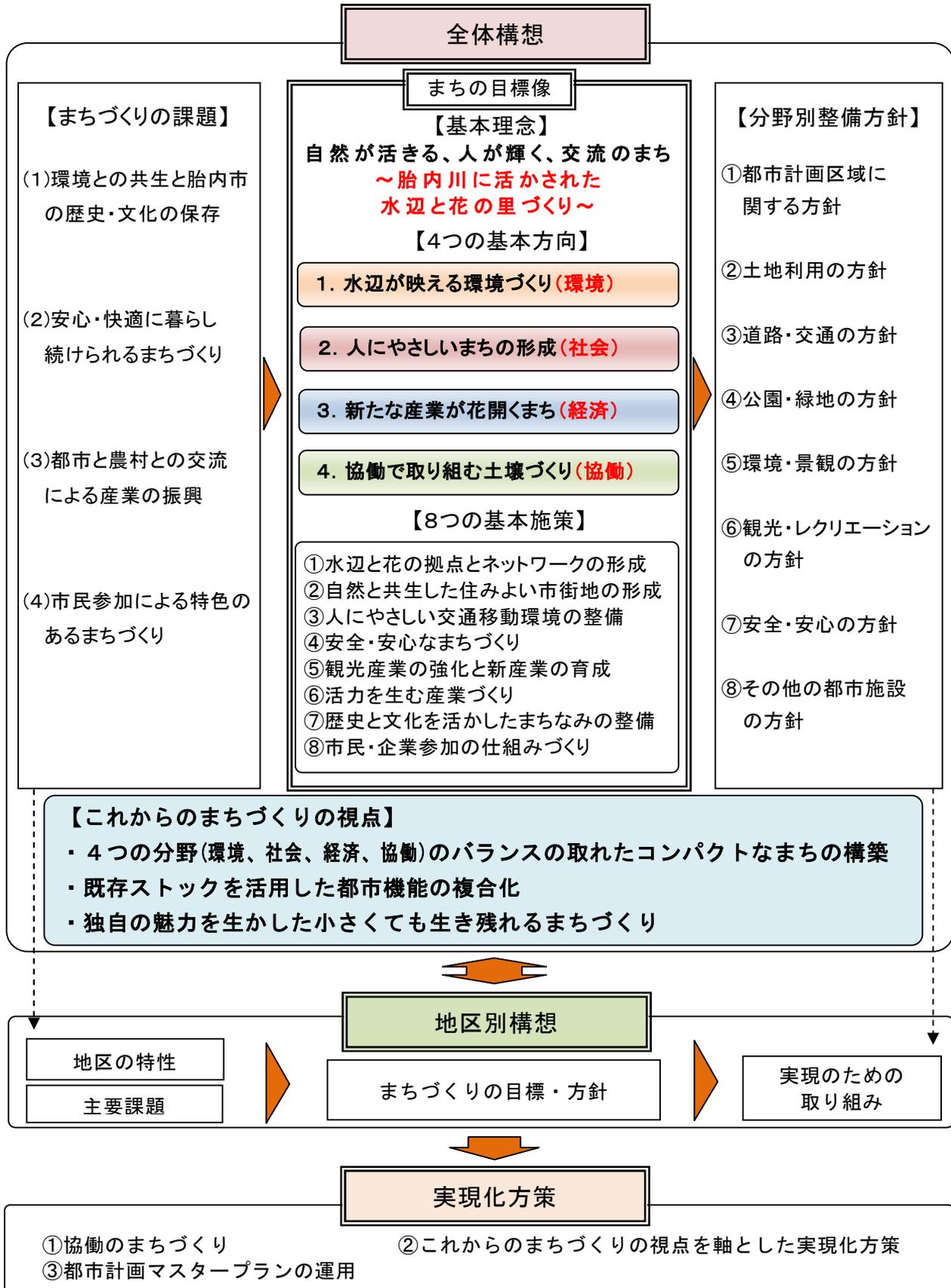
夏井河川公園や胎内川沿岸、胎内リゾートの周辺の森林では、豊かな自然とふれあえるまちづくりを目指します。

②観光資源を活かしたまちづくり

胎内リゾートや樽ヶ橋等の観光施設の充実を図るとともに、各施設の連携や自然を活用した着地型観光の充実等により、観光資源を活かしたまちづくりを目指します。

4. 実現化方策

実現化方策は、全体構想や地区別構想に示した将来像を実現するために必要な協働のまちづくりの役割分担や事業の推進スケジュール等を示すものです。



(1) 協働のまちづくり

1) 役割分担

①市民の役割

市民は、社会サービスの維持や多様なニーズへの対応のため、地域や生活に密着した視点からまちづくりの主役として、積極的にまちづくりに参加することが必要です。

②企業の役割

企業は、周辺の環境や調和に配慮しながら、事業を継続するとともに地域経済の活性化に積極的に貢献することが求められています。

③行政の役割

行政は、都市整備の推進にあたり、総合的かつ計画的に各種事業の推進や調整を図る必要があります。

2) まちづくり組織の構築

まちづくり組織は、海辺エリア（築地・乙地区）、まちなかエリア（中条地区）、山裾エリア（黒川地区）で結成を目指し、まちづくりのプラットフォームと成り得る組織づくりを目指します。

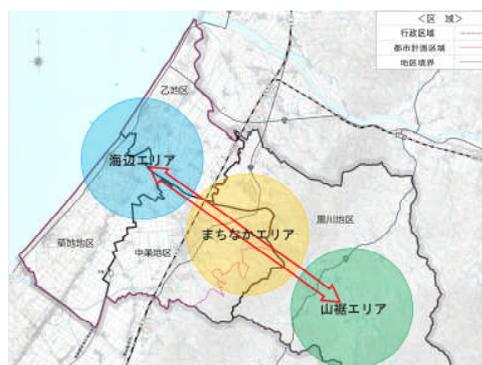
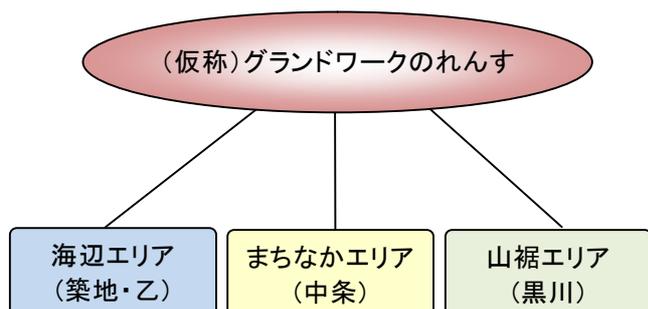


図6 まちづくり組織イメージ図

(2) これからのまちづくりの視点を軸とした実現化方策（リーディングプロジェクト）

①中条駅西口広場整備

鉄道を挟んだ西側の住宅地や医療福祉拠点の利用者への対応、東西の交流促進のため中条駅西口広場整備を推進します。



図7 中条駅西口周辺図

②歴史景観ルートの整備

本町周辺の歴史的建造物を登録有形文化財として登録し、それらを活用した景観づくりを進めます。



図8 歴史景観ルート整備イメージ

まちの目標像で示した4つの基本方向や8つの基本施策、分野別整備方針で示した各方針については、計画的・戦略的に取り組む必要があります。また、これからのまちづくりの視点で都市整備を進めることが重要であるため、次に具体方策を示します。

【これからのまちづくりの視点】

- ・ 4つの分野(環境、社会、経済、協働)のバランスの取れたコンパクトなまちの構築
- ・ 既存ストックを活用した都市機能の複合化
- ・ 独自の魅力を活かした小さくても生き残れるまちづくり

4つの分野のバランスの取れたコンパクトなまちの構築

近年取り組んだ計画の到達点を整理するとともに、主要プロジェクトの期間や主体を設定し計画的にまちづくりを進めます。

主要プロジェクトプログラム

これまで胎内市で検討してきた関連プロジェクトを踏まえ、環境、社会、経済、協働の各分野の主要プロジェクトのプログラムを次に示します。

- ①短期・・・短期は、1，2年程度で実施を行う事業とします。市民は、住みよいまちづくり環境整備に取り組みます。企業は、まちづくりに積極的に参加します。行政は、その環境整備や企業の参加を積極的に後押しする支援を進めます。
- ②中期・・・中期は、5年程度で実施を行う事業とします。中条駅西口広場整備等まちの顔となる交流拠点整備や水辺を活かした個性あるまちづくりを進めます。
- ③長期・・・長期は、10年から20年程度に実施を行う事業とします。個性あるまちづくりの充実とともに継続的に地域の魅力を高めるまちづくりを進めます。

表 主要プロジェクトのプログラム（太字は、リーディングプロジェクト）

分野	主要プロジェクト	短期	中期	長期	事業主体
①水辺が映える環境づくり (環境)	水辺を活かしたまちづくり (水辺散策ルート・歴史景観ルートの整備、景観計画の策定)	■	■		市民・行政
	シンボルである胎内川の環境整備 (胎内川リバーサイドパーク整備事業)		■	■	行政
②人にやさしいまちの形成 (社会)	都市計画区域の変更 (黒川地区の都市計画区域の変更)	■			行政
	長期未着手道路の見直し(都市計画道路) (20年以上未着手となっている道路の見直し)	■			行政
	地域の生活に配慮したまちづくり (通学路等のアクセス路における安全な道路整備)	■	■		行政
	交流拠点の充実① (中条駅西口広場整備)	■	■		行政
	東西を結ぶ道路の整備 (都市計画道路西町線の整備)		■	■	行政
	コンパクトなまちづくりの推進 (中条駅西側の遊休地の面的整備)			■	市民・行政
	交流拠点の充実② (関沢地区周辺での交流拠点整備事業)			■	行政
③新たな産業が花開くまち (経済)	風力発電の導入事業 (築地地区海岸線での風力発電施設の設置)	■			企業
	デマンドタクシーと連携した中心商店街活性化 (商店街活性化事業計画等の策定)	■	■		市民・企業 ・行政
	循環型社会の形成 (工業団地を利用した有機資源循環の構築)	■	■		市民・企業 ・行政
	観光の活性化(公共交通の充実、案内サインの充実、胎内リゾートへのメインルート整備・乙宝寺門前通りの歩行者空間整備等)	■	■		市民・企業 ・行政
④協働で取り組む土壌づくり (協働)	まちづくり組織(仮称)「のれんす」の結成 (山裾・まちなか・海辺エリア)	■			市民・企業 ・行政
	人材育成 (まちなか・歴史・水辺・自然案内人の育成)	■			市民・行政
	胎内市の魅力向上 (花いっぱい運動等の推進)	■			市民・企業 ・行政
	他流域圏との連携等 (周辺市町村や都市部との連携・交流)	■	■	■	市民・企業 ・行政

*リーディングプロジェクト:地区の重要な課題に対して、優先的に行うプロジェクトです。

胎内市都市計画マスタープラン（まちづくり基本計画）
概要版（平成 23 年 3 月）

発 行：胎内市

問合せ先：胎内市 地域整備課

住 所：〒959-2693 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号

TEL0254-43-6111 FAX0254-43-5502